

東晋の豪族

越智, 重明

<https://doi.org/10.15017/2333991>

出版情報 : 史淵. 76, pp.1-29, 1958-06-20. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

東 晉 の 豪 族

越 智 重 明

は し が き

旧来、魏晉南北朝の豪族の研究は、豪族そのものの実体をどのように理解するかという問題意識、及び、そのもつ歴史的な性格、すなわち対農民、対国家権力との関係におけるそれらの歴史的な性格を、漢帝国から唐帝国—律令制国家に至る專制主義のなかでどう理解するかという問題意識をもつて行われてきた。そうした研究はともに豪族のもつ自立的性格の実態、国家権力がかれらが郷村社会においてもつ優越的地位を肯定するだけでなくそのもつ勢力を国策遂行に利用した次第、の解明を中心としており、豪族の国家権力への依存がどのようであつたかといった方面には比較的配慮がなされていなかった。

ところで、魏晉南北朝の豪族が豪族としてもつ機能は、一言にしていえばその族的結合を中核とするものである。これはまた中国の豪族全体に通ずるものであろうが、巨視的にいつて、魏晉南北朝のそれは漢時代のそれに比して弛緩しており、唐時代のそれに比しては鞏固であるといえよう。こうしたことは別の面からいえば魏晉南北朝の豪族の国家権力への依存度が、前時代に比して一段と高まつたことを意味するものである。

本稿は魏晉南北朝を通じて最も国家権力が衰退し豪族勢力が進展したと称される東晉に時代をおき、豪族がそうした時代にあつて国家権力にどのように依存したかを、その歴史的な性格を中心に、かなり広い視野から考えたものの一つであつ

て、豪族に視点を置き魏晉南北朝の歴史発展の様相を追求しようとする筆者の研究の一面面をなすべきものである。ただ、本稿は問題の複雑困難さと筆者の不勉強とから序論的なものとならざるをえなかつた。

一 豪族と貴族との別

論を進めるに先立ち魏晉南北朝の豪族と貴族との別についての私見の概要を述べることとする。

当時の豪族という語の概念規定は基本的にはほぼ一定したものがあるが、その規定は大体当時の豪族という用語（及びこれに類するもの）の内容を分析追求した結果生じたものである。一方、当時の貴族という語の概念規定であるがこれは豪族という語の場合ほど一定したものがない。その理由は旧来の研究態度のうちに求められる。すなわち、魏晉南北朝の貴族の研究には、まず、我が国の（藤原）貴族や欧州の貴族に関する（比較的古い）研究成果を取り入れつつ、当時の貴族を、政治的特権と社会的優越性とをもち、かつそれらを子孫に伝えるものと規定し、そうした線にそつて当時の貴族の理解を進めようとするものが生じた。これはいわば概念規定自体を前提とするものであつた。ついで、厳密に当時の貴、貴人、貴族の語の内容を分析し、そこに当時の貴族の実態を再現しようとするものが生じた。両者の追求方法は相反する面が多いが、第一の研究態度からえがき出された貴族像と第二の研究態度からえがき出された貴族像とは往々にして一致点を見出す。当時の貴（族）という語の内容は千差万別であるからそれらの語の用法を等價的に認め、それらから貴族像をえがき出そうとすれば、それは直接的には第二の研究態度をとつたことにはなるが、結果的には第一の概念規定に必要な条件をも殆んど充すこととなる。そこに両者の考えかた、追求方法が多く相反しつつしかも結論がほぼ一致するわけがあつたのである。そこにおける貴族はほぼ豪族と一致するものであつた。しかしそうした貴族像をいくらえがいても魏晉南北朝の政治社会の研究はその割に進展しなかつたのである。そこで新らしく、当時の貴（族）という語の中核

をなすべき貴(族)の語とその語に含まれる貴(族)の実態とを追求することになった。ここに到つて当時の貴族の概念規定は各研究者の魏晉南北朝史に対する歴史学的関心と理解を反映してばらばらになつたといえよう。それが現在のよくな貴族の定義の多様性を生じた原因である。その一に魏晉南北朝貴族の本質を政治的貴族と認めるものがある。宮崎市定氏の名著「九品官人法の研究」はほぼこうした立場にたつものと理解されよう。筆者は同著によつて鴻益をえたものであるが、以下筆者の意をもつて、ほぼそうした立場にたちつつ、本稿の論述に必要な範囲で貴族というものの一端をえがいて見よう。例を西晉時代にとると、そうした意味での貴の内容は、官品第五品以上のものを指す場合(この場合官品第六品以下のものは賤であつて貴ではない)、官品第九品以上のものを指す場合(この場合無官品のものには賤であつて貴ではない)、漠然と支配層といつた意味を含む場合、とくにその一部上層のものを指す場合、より上官品のものより下官品のものに對する場合(ただし、その際の貴の下限は官品第九品のもが無官品のものに對するるときと思われる)があり、例を東晉時代にとれば、右のうち官品第五品以上のものを指す場合(その場合官品第六品以下のものは賤であつて貴ではない)が、品官第六品以上のものを指す場合(この場合官品第七品以下は賤であつて貴ではない)と変るだけである。ところで、当時における「支配階級」と非「支配階級」との別は具体的には官品を有すると否とによつてほぼ決定されるのである。従つて、当時の貴を最も広く、政治的に解すれば「支配階級」となる。⁽¹⁾ こうして形における貴という用法は魏晉南北朝を通じてのものとして誤りあるまい。こうした貴は即ち貴人である。ところで、晉書載記^{卷一}姚興伝に、

(桓)謙江左貴族、部曲徧於荆楚。

とあるが、そうした貴¹¹貴人はまた貴族ともよばれているのである。南史^{卷一十九}謝方明伝に、

(前略)貴族豪士、莫敢犯禁。

とあるが、こうした際の貴族も亦、右の貴¹¹貴人と殆んど同内容であらう。つまり当時の用法としての貴族には個人とし

ての貴族と、族としての貴族という二用法があるわけである。当時後者のような用法はあまり一般的でなくむしろ前者のような用法が一般的であつたのではないかと思われるが、後者のような用法にあつても、そこに含まれる族人というのは、基本的にはせいぜい直系家族程度（||その門流程度）であつたと思われるのである。ある門流が貴（族）であるといわれる際、それは貴たるものの父・祖が貴であつたと同時に、その子（・孫）が貴たるべき可能性、資格を十分に備えていることが前提になつていと解してよからう。（ただし、そうした際の貴（族）は史料に見える限りでは上級のものに限られることが多い。）^a）ちなみに、梁書卷七太宗簡皇后王氏伝に、

（王薨）性凝簡、不狎當世。嘗、從容謂諸子、曰、『吾家門戶、所謂素族。自可隨流平進。不須苟求世。』³とある。この素族とはほぼ貴族の意味であつて、それに類する用法をもつ他の一例をあげると、南史卷七十七呂文頭伝に、

「（前略）宋氏晚運、多以幼少皇子爲方鎮。時主皆以親近左右領典籤。典籤之權稍重。大明・泰始、長王臨藩、素族出鎮、莫不皆出内致命、刺史不得專其任也。云云。」とあるが、右にいう素族はその門流に止まるのが考えられる。（ただし、素族が常にほぼ貴族の意味なのではない。）かつて別稿で、済陽の江氏を例にとり、宋の後廢帝江皇后の門流が「門無疆蔭」とか「門孤援寡」とかいわれていたに反し、（血縁上では比較的近い）その正統の門流が「父子並貴達」といつた風にいわれていたこと、を述べたが、これは当時の族としての貴族の範囲がほぼ直系の門流に止まるべきを裏面から証するであろう。こうした事実は結局、貴たる性格が（自らの族的結合によつてえられるというよりも）第一義的に皇帝から個人に授与されるものであり、それだけに貴たる人物が皇帝権力に個人として把握され個人が中心となることと緊密な関連があるからと解して大過なからう。これについてはのち再びふれる。なお、当時の貴族の属性のうち起家の制の存在は、当時の力関係において、むしろ当時の族としての貴族を特徴づけるものである。これは宮崎市定氏が明快に指摘されたところで改めて述べるまでもないが、ここで注意すべきは、そうした起家の制が旧來の上級貴族層の間において

だけでなく新興の上級貴族層の間においても見られることである。新興の上級貴族層は皇帝の任命大権行使によつて生じたものである。かくて、貴族とはそれが個人であつても族としてであつても本来官品との関係において存すべきが窺われよう。

なお、魏晉南（北）朝の政治社会史の追求において重要なことは、その政治社会体制に二元的性格があることである。その一はいうまでもなく皇帝による支配体制である。秦漢以来皇帝を頂点とするヒエラルキーにおける貴賤尊卑はただ皇帝の任命大権の行使による官職授与を通じて決定されるものである。魏晉南（北）朝の貴族が貴族たる所以は、かれらが有官品者として皇帝を頂点とする官僚機構に繰り入れられることによる。他の一は士大夫層を頂点とする一種の社会統制的体制である。士大夫層の社会統制的体制は他から遊離したものでなく社会全体の動きの指標となつていた。この体制は当然前の皇帝の支配体制と関連をもつ。士大夫が士大夫として存する為にはその家が累世政治的性格を帯びること（すなわち上級乃至それに近い貴族となること）を必要としており、そこにいわゆる門閥が生じたのである。さきにも旧来の上級貴族層といつたのはほぼそれにあたるが、そうした士大夫層のもつ社会統制的体制だけに、その皇帝の支配体制との関連は官界におけるものである。関連の最も大きいのは郷論・清議を通じて官界にかれらの意思を投影するところにある。つまり士大夫は一面で士大夫であり他の一面で貴族であつたわけであるが、士大夫がその存在に不可避的なものとして官僚（貴族）とならねばならぬこと、すなわちその存在が、一面において皇帝の任命大権行使の枠のなかにあつたことは自らを頂点とする社会統制的体制をもつ士大夫層にとつての弱点であり矛盾でもあつた。皇帝と士大夫層との力関係において、皇帝が魏晉では郷論・清議に全面的に肯定的であつたが、宋以後否定的となり、皇帝権力が士大夫層にも侵透して行くが、これはそうした弱点、矛盾をついたものでもあつた。このことは同時に士大夫が旧来の士大夫の性格よりも貴族的性格を強めて行かざるをえなかつたことを物語る。しかし何れにしても、巨視的にいつてこうした士大夫の存在が「貴族

が本来政治的存在である」という前の見解を否定するものでないのは明かであろう。なお、士大夫については稿を新たに述べる。

論をもとにかえし本節でいおうとする豪族と貴族との別を結論的に述べると、豪族とは、その主領的人物を指す場合も族の構成員全員を指す場合もあるが、その機能を政治的社会的に見た際、あくまで族自体が中心となるものであり、族の主領的人物の行動にあつても少なくとも対外的行動においてそれは族人としての枠内にありかつそれに大きく規制されるものである。一方貴族とは、貴たる個人を指す場合も上流の貴たるものの門流を指す場合もあるが、貴族の政治的社会的機能はあくまで官僚としての個人が中心であるべく、かれらが「貴族」的であればあるほど、かれらにとつて同族の制約度は減少するものであつた。すなわち貴族の族がせいぜい第一義的に門流程度にとどまるのは本質的なものであつた。つまり、(豪族は貴族を産み出す母胎であるにしても)豪族と貴族とはその政治的社会的機能において本来異質的なものであつたということである。

二 豪族の国家権力依存の一端としての治水事業

さきに「はしがき」で述べたように、旧来の研究は豪族のもつ自立的性格の実態、国家権力がかれらが郷村社会においてもつ優越的地位を肯定するだけでなくそのもつ勢力を国策遂行に利用した次第、を指摘説明するにつとめてきた。筆者もそうした立場にあつて一、二の小論を発表したことがあつたが、本節では、逆に豪族が国家権力に依存した一端にふれたい。これに関しては、かつて別稿で、西晉末・東晉始は、呉滅亡後晉南朝を通じ、江東豪族―東晉南朝豪族を種々の面で代表する―に「江東」(二三頁)という地縁を媒介とした、かれらを頂点とする政治的独立性が最も大きく要求された時期であるが、その際も江東豪族諸氏(の主領たち)は国家権力に対する政治的独立を意図することなく、旧来の国家

権力が豪族勢力の温存をなすという限りにおいて、それに依存するという行きかたをとつたこと、及び国家権力が豪族勢力を温存するという限りにおいてそれに依存する態度が以後一貫して変らなかつたことを述べた。その際、国家権力への依存の態度が江東豪族のもつ力の限界及びそれと関連する意識の限界によることを強調したが、今そうした見解を補足する意味で当時の治水問題の一端にふれることとする。

当時の治水（・灌漑）については不明の点が多い。ここでは勿論それを全般的にとりあげるのではなく、単に、豪族の力も亦国家の治水を通じての支配に抗すべくもなく、むしろそれに依存せざるをえなかつた一面を述べるのみである。

南齊書卷十六王敬則伝に、

會土、邊帶湖海、民丁無士庶、皆保塘役。（會稽太守王）敬則、以功力有餘、悉、評、歛爲錢、送臺庫。以爲、『爲便宜。』上、許之。

とある。王敬則が左の処置をしたのは大明二年（西紀四五八年）のことである。当時一人一日の作業量を一功というから、右の「功力有餘」とは、会土の塘作業に必要な作業量を上廻る塘役が存したことを述べているとされよう。太守王敬則が錢に換算して台庫に収めたというのは後に引く竟陵王子良の上言に鑑みその塘役量全部と思われるが、王敬則が敢てそれを行つたことは、裏面からいえば（竟陵王子良の上言にそれによつて将来治水に支障を来すべきが説かれているにしても）、王敬則が太守として治水の全責任を負うべきものとしたことが言えるのではなからうか。とにかく右の記事は少なくとも窮極的、理念的に会稽の治水事業が国家の責任において行われるべくなつたのを物語るといえよう。この際注目すべきは、

民丁無士庶、皆保塘役。

とある記事である。豪族はその殆んどすべてが士である。士のもつ最大の特権―国家権力との対決における―は役の免除

であつた。⁽⁶⁾ 旧來会稽郡において豪族（の族人）も亦塘役を保していたということは、王敬則の改変にあたりかれらも亦功力を錢に換算して納めかつ国家の治水に依存せざるをえなかつたのを示唆するといえよう。なお、世説新語雅量篇の注に引く錢唐県志に、

縣近海、為潮漂没。縣諸豪姓、斂錢雇人、輦土爲塘。因以爲名也。

とある。錢唐は秦漢の旧県である。これは晉宋齊時代は吳郡に属している。史料を欠くので確言は出来ないが、この記事はかつて揚州の各地において、その治水が豪族層の主体性をもつて行われたことを示唆するのではなからうか。

かくて、巨視的にいつてその困難さ（及びその重要さ）と相応じつつ、治水事業が豪族の手からはなれて国家的規制のもとに行われるようになり、かつそうした規制は豪族層をもその埒外にあるを許さなかつたといえるのではなからうか。なお、南齊書王敬則伝に、前述の敬則のやりかたに反対した竟陵王子良の上言をのせているが、そのなかに、

臣、昔、忝會稽、粗閑物俗。塘丁所上、本不入官、良由陂湖宜壅、橋路須通、均_レ夫訂_レ直、民自爲用。若、甲分毀壞、則年一脩改、若、乙限堅完、則終歲無役。今、郡通課此直、悉以還臺、租賦之外、更生一調。致令塘路崩蕪、湖源泄散、害民損政、實此爲劇。建元初、狡虜游魂、軍用殷廣。浙東五郡、丁税一千。乃、有質買妻兒、以充此限。：

臣登具啓聞、即蒙蠲原、而此年租課、三分逋一。明知、徒足擾民、實自弊國。愚謂、塘丁一条、宜還復舊。云云。

とある。子良の上言は結局用いられなかつたが、右の錢唐県志の記事とこの上言とから、旧來（正丁だけかどうか不明であるが少なくとも）正丁全部が原則的に塘役を保すべきであつたことが窺われるとしてよからう。また、塘役が錢に換算された際、その負担の重さが、かつての（丁の調的性質をもつ）丁税一千の負担の重さをたとえとして論じられているの鑑み相当にきびしいものであつたのが推測される。一人一日の労働力が錢にして当時どの程度になつたのか全く不明であるが、子良の同じ上言中に、

頃、錢貴物賤、殆欲兼倍。……今、機杼勤苦、匹裁三百。

とある。その当時——大明二年——と丁税一千を課した建元年間（西紀四七九年——西紀四八二年）とでも物価に相違はあつたであろうが、とにかく錢一千は労働量にすれば随分と多かつたものであろう。このように見れば極めて漠然としてではあるが、旧来の塘役がかなりの日数のものであつたのが想像される。今、宋書卷三十五州郡志、揚州の条を見ると、会稽郡は戸が五万二千余、口が三十四万八千余である。もし二戸二正丁として、かりに年に一日の塘役があつたとすれば、それだけで十萬功を超え、三日では三十萬功を超える。こうした面からも、同地の豪族がその治水に関し国家の力によるべき必要のあつたが窺われるかも知れない。

東晉時代、会稽の治水がどのような状態であつたか明かでない。しかし、巨視的にいつて国家権力への依存が志向されていたにはば間違ひなからう。元來会稽は膏腴の地でそれだけに豪族勢力が強く、国家権力の浸透が他地に比して弱かつたが、それにもかかわらず右の実情であることは、東晉時代（それと立地条件が異なるものがあるとはいへ）他地における豪族も亦、どのような形をとるにしろ治水事業をめぐる往々国家権力に依存せざるをえなかつたであろうことを暗示するのではなからうか。

ちなみに、宋書卷十三謝方明傳に、

前後征伐、每兵運不充。悉發傭士庶。事既寧息、皆使還本。

とあり、資治通鑑卷六十一梁太清二年（西紀五四八年）の条に、

（董紹）先為中書舍人。傾財以事時要。超授譙州刺史。至州、徧發民丁、使擔腰輿扇繖等物、不限士庶。恥爲之者、重加杖責。多輸財者、即、縱免之。由是、人皆思亂。

とある。この二記事は、管見の及ぶ範圍では晉南朝において士を（そのままの身分で）役にあてたことを記すものすべ

てである。前記事は宋初の会稽郡のことである。南史卷一十九謝方明伝には「発傭」が単に「傭」となっている。或はこれが正しいかも知れぬが、何れにしても、士を役にあてるのは全く例外的、臨時的であり、右の会稽郡の塘役の如くそれが一般的、恒久的になつていたものは他に殆んど例を見ない。

三 国家と豪族との有機的關係を見るべきものとしての奴兵徵発

国家権力と豪族との關係は、旧來のように、国家が豪族に依存した面と豪族が国家に依存した面とをそれぞれ別に切り離して考察することが要求されると同時に、兩者の關係を綜合的有機的にみることが要求される。以下そうした意味で、兩者の關係を綜合的有機的に見るべく、東晉時代における奴兵徵発問題をとりあげてみよう。

論を進めるに先立ち、奴（婢）の意味が大きく分けて二つあることを見ておこう。当時、同一の語が多義的に種々に用いられるのは百姓、士、調などの用法に明かであるが、奴の用法も亦同様である。ところで奴の用法は一見すれば極めて多義的に使用されているようであるが、大別すると、一は制度的な賤民を指すもの、他の一は「居消奉公人」、「年期奉公人」その他經濟的意味を第一として主家に隸属するもの、となる。旧來後者については知られるところが少なかったが、それを体系的に明かにした草野靖氏の功は大きい。⁽⁹⁾しかし、後者が前者と相掩うことがあつても、二者はあくまで基本的に別なのである。

まず西晉時代であるが、晉書卷四惠帝本紀永平七年（元康七年）（西紀二九七年）の条に、

秋、七月、雍梁州疫、大旱、隕霜殺秋稼。關中饑。米斛萬錢。詔、骨肉相賣者、不禁。

とある。国家が自売を許したことは、同時に豪族層―その「所有者」が籍を偽つて制度的な奴婢（乃至それに準ずるもの）を造り出したそれを存続するのを半ば公然と認めたことを意味する。以後西晉一代を通じ国家がこの際自売して奴婢と

なることを許したものに對し再びその奴婢たるを否定して良人としようとした記録は見当らず、また新たに自売して奴婢となるのを禁じた記録も見当らぬようである。

つきに東晉時代になるが、晉書卷六元帝本紀太興四年（西紀三二二年）の条に、

（五月）庚申、詔曰、『昔、漢二祖及魏武、皆、免良人ジテトス武帝時、涼州覆敗。諸爲奴婢者、亦皆復籍。此、累代成規也。其、免中州良人遭難爲揚州諸郡僮客者、以備征役。』

とある。魏の武帝がかつて良人であつたにもかかわらず奴婢になつていたものを、再び良人とした記録は現在他に見当らぬようであり、晉の武帝のそれに関しても、現在、涼州が覆敗した記録はあつても、武帝（或はその後の西晉の皇帝）が、その際奴婢にされた良人を免じて再び良人とした記録は失われているようである。しかし、漢の高祖及び世祖光武帝のそれに関する記録は幸に残つている。前漢書卷一高帝本紀第一下五年（西紀前二〇二年）の条に、

詔曰、『民饑餓、自賣爲人奴婢者、皆免庶人。云云。』

とあり、後漢書卷一光武帝本紀一下建武六年（西紀三〇年）の条に、

十一月、丁卯、詔曰、『王莽時、吏人没入爲奴婢、不應舊法者、皆免庶人。』

とあり、同じく建武七年（西紀三一年）の条に、

（五月）甲寅、詔、『吏人遭饑亂、及爲青徐賊所略、爲奴婢下妻、欲去留者、恣聽之。敢拘制不還、以賣人法從事。』とあり、同じく建武十二年（西紀三六年）の条に、

三月、癸酉、詔、『隴蜀民、被略爲奴婢、自訟者及獄官未報、一切免爲庶民。』

とあり、同じく建武十三年（西紀三七年）の条に、

冬、十二月、甲寅、詔、『益州民、自八年以來、被略爲奴婢者、皆一切免爲庶民。或依託爲人下妻、欲去者、恣聽之。』

敢拘留者、比青徐二州、以略人法從事。』

とあり、同じく建武十四年（西紀三八年）の条に、

十二月、癸卯、詔、『益涼二州奴婢、自八年以來、自訟在所官、一切免爲庶民。売者無還直。』

とあるのがそれである。右の漢の二祖の詔の免の対象となつてゐる奴婢が、来源上奴婢（及びそれに準ずるもの）たるべきでないにもかかわらず、現実に制度的法的な手續上奴婢（及びそれに準ずるもの）となつてゐるものを指すべきは、右の詔の内容に明かであらう。国家—皇帝が右のような来源をもつて現実に制度的法的な奴婢となつてゐるものを否定すべきは明かである。元來、国家統治の理念からそうした奴婢が制度的法的に存する余地はないのである。だからこそ右のような詔が出されたのである。しかし、当時の国家理念から見てもその存続が許されてゐる奴婢—犯罪による没官人の奴婢やその下賜されたものなど—以外に、現実に国家对「所有者」の力關係において、籍の欺瞞などを通じて制度的法的な手續上奴婢とされたものの多かつたのは疑うべくもない。以下本稿でとりあげるのは専らそうしたもの—本来ならばその存在が否定されるべきもの—なのである。（以下特にそれを「制度的な奴婢」ということとする。）なお、国家—皇帝が、本来奴婢たるべきでない民庶が略売、自売その他の理由で「制度的な奴婢」とされているのを免じて再び良人とすることは勿論漢時代だけにあるのではない。右の晉書元帝本紀の記事はそれが魏、西晉時代にもあつたことを物語るが、ここに南北朝時代の一例を挙げると、周書^{卷六}武帝本紀建德六年（西紀五七七年）の条に、

（十一月）詔、『自永熙三年（西紀五三四年）七月已來、去年（西紀五七六年）十月已前、東土之民、被抄略在化内爲奴婢者、及平江陵之後、良人没爲奴婢者、並宜放免、所在附籍、一同民伍。若、舊主猶須共居、聽留爲部曲及客女。』とある。（以下、「制度的な奴婢」又は「制度的な奴」（乃至それに準ずるもの）、というべき際も、「制度的な奴」という表現にそれを含めることとする。）

さて、晉書卷九十四翟湯伝に、

建元初、安西將軍庾翼北征石季龍。大發僮客、以充戎役。云云。

とある。この記事については後にふれるが、ここに見える「僮客」が主として「制度的な奴」を指していることは殆んど間違いないのである。右述の実情とこのことをあわせ考えながら、晉書元帝本紀の

其、免中州良人遭難爲揚州諸郡僮客者、以備征役。

とあるのを再びみると、その「僮客」という用法が、「制度的な奴」を指しているのが知られよう。右の晉書元帝本紀の詔は、晉書卷六十九戴若思傳に見える奴兵徵発の政策すなわち、

（戴若思）出爲征西將軍・都督兗豫幽冀雍并六州諸軍事。假節。加散騎常侍。發投刺王官千人爲軍吏、調揚州百姓家奴萬人爲兵、配之。云云。

とある政策の一環として考えられぬでもない。（戴若思が右の職になつたのは太興四年七月甲戌のことである。）しかし、後に述べるように、奴兵とは私家の制度的な奴及び「制度的な奴」でありながら、國家權力により徵発されて兵となつてゐるものという意味であつて、私家の「制度的な奴」たるを免ぜられかつ兵とされているもの、という意味ではない。つまり、右の晉書元帝本紀の詔は、奴兵を徵発する政策とは何等直接的關係の無いものと理解されであろう。ところで右の晉書元帝本紀の記事と晉書戴若思傳の記事とつきあわせ、かつ、当時東晉政權が微弱であつたこと、問題の対象となる地が同じく揚州であつたこと、前者の成功した記録が無く、一方後者が、後述のように奴の「所有者」に非常な不満をもたれながらも一応成功したこと、にとくに注意すると、そこにわれわれは前者の意図する、「制度的な奴」となつたものを免じて良人となし、以て征役に備えようとするやりかた、すなわちその「所有者」とかれらとの關係を完全に切り離すやりかた、が力關係において殆んど功を奏さなかつた爲、一步後退して、かれらを「制度的な奴」として容認し、（後述の

ように将来事が終ればその「所有者」にかえすという条件をもつて、本来その来源において正当性をもつ制度的な奴—例えば官奴の下賜されたもの—とならんでかれらを奴兵徵発の対象としたことを察しえるであろう。

つきに、同じく東晉時代のこととして、晉書^{卷七十八}陶回伝に、

時、人饑穀貴。三吳尤甚。詔、欲聽相鬻賣、以拯一時之急。(征虜將軍・呉興太守陶)回上疏曰、『當今、天下不普荒
俟。唯、獨東土穀價偏貴。便相鬻賣、聲必遠流。北賊聞此、將窺疆場。如愚臣意、不如開倉廩、以賑之。』乃、不待
報、輒便開倉、及割府郡軍資數萬斛米、以救乏絕。由是、一境獲全。既而下詔。并勅會稽・呉郡、依回振恤。二郡賴
之。

とある。陶回が呉興太守であつたのは、咸和の中期以後から咸康の初期にかけてであつた。「既而下詔。」とあるのは、三
呉を対象として人の相鬻賣するを許す詔を下したとと解される。これは、当時東晉の国家がその微力さと相応じ「制度
的な奴」の存在—増加に対し十分なまでにそれを否定しえなかつたのを示唆するといえよう。以後管見の及ぶ範圍では東
晉時代、国家がこの際自売して奴婢となつたもの及び一般に「制度的な奴」になつてゐるものを再び良人とすべき意図を
明かにしその方策をとつたことはない。(勿論、元康七年以後の兩晉政權が窮極的には今論じてゐるような「制度的な
奴」の存在を否定しようとしてゐるのは疑いなからう。太興四年五月庚申の詔はそれを物語る。しかし今迄見てきたとこ
ろから、現実の情勢がその意図をかすませてしまつてゐるのは否定し難いであらう。)

ちなみに、劉宋政權の成立—宋朝の成立は、对豪族策において旧来と異なる面をもち、その豪族勢力の弾圧削減には見る
べきものがあつた。その具体的なあらわれとして、いわゆる義熙土断の成功があげられる。これらについてはかつて別稿
でかなり詳しく説いた⁽¹⁰⁾のでここで再論しないが、後述のように、義熙土断後にも劉宋政權の樹立者劉裕(宋の武帝)は奴
兵を使用している。当時においても奴兵の使用は「制度的な奴」の存在を前提とすると断じて誤りなからうが、その存在

は義熙土断の目的完徹と相反する。換言すれば、劉裕が義熙土断後も奴兵を使用していたと思われることは、(東晉権力機構を通じ、对豪族關係を旧と一変させたと称される) 劉裕が義熙土断に際し示した力にも亦、「制度的な奴」の存在をめぐり大きい限界のあつたことを物語っているのである。また、宋書^{卷四十二}王弘伝に、同伍犯法の論議が記載されているが、そのうちの謝元の議に、

(前略) 奴不押符。是无名也。民之資財。是私賤也。云云。

とある。先ず「奴不押符。」に關してであるが、符に押されているのは制度上、士か庶かであり、それらでないものは、制度上賤民か漏口となる。(この際皇親は問題外とならう。) しかし、この際の奴は「民之資財。」とある。これが、奴を財物と考へていたことの率直な表現であることに關しては、つとに仁井田陞氏の卓見があるが、単に經濟的な意味で主家に隸屬している奴が資財視¹²財物視されるということとは考へ難い。これはどうしても法身分的制度的な奴としなければなるまい。このことは、それが少なくとも理論的窮極的に漏口たりえぬことを物語る。ところで奴が「是无名也。」とあるに關してであるが、この無名を河地重造氏は、「唐代戸籍殘簡にてらしていえば、戸籍に記載されていない」という意味ではなく、「独立した戸貫がない」という意味に解さねばならぬ。けれどもこの言葉が示しているように、当時の觀念からいえば、独立の戸貫がないということは、「無名」というにひとしかつたのである。云云。」としておられる。¹³前漢書高祖本紀^{第一}下に見える顔師固の注に、

編戶者、言列次名籍也。

とある。後述のように晉書^{卷七十七}何充伝に、「編戶奴」という表現があるが、このように見てくれば、右の無名は「所有者」たる編戶の名籍に名を連ねかつその奴たる旨が記してある奴の意味と解されよう。なお、晉書^{卷七十三}庾氷伝に、

(庾氷) 又、隱實戶口、料出無名萬餘人、以充軍實。

とある。これは咸康五年（西紀三三九年）のことである。当時庾永は中書監であつたが時務を経綸しており、また庾氏一族は国家権力を通じ軍事力を充実することを必要としていた。当時土断乃至それに類する戸口調査の存したのが考え難いから、この無名はすでに存している何らかの籍帳によつて出されたものとするのが一番妥当性がある。果してそうであるとすれば、この無名も亦右の無名と同一のものとならう。¹⁴なお、この無名はいうまでもなく、制度的な奴及び「制度的な奴」をその構成分子とするであろう。王弘の同伍犯法の論議が行われたころの無名存在の状態は、恐らく東晉末劉裕が義熙土断を行つた後とほぼ同様であつたであろう。劉裕が義熙土断にあたり閭伍の法を修めたと思われることに關しては、かつて別稿でふれた。¹⁵しかし、いかに閭伍の法を修めても、東晉境内に無名の符に押されていないものがある限り、劉裕が義熙土断において意圖する一元的人身把握は完徹されず、かつそれらに租、調、役を負担させえないこととなるのである。

以上、「制度的な奴」―奴兵徵発を中心に、国家が豪族の郷村社会における優位を認めかつそうした勢力に依存すべき一面を窺つたが、以下、同じく「制度的な奴」―奴兵徵発を中心に豪族が国家に依存した面を見ると、

まず、今迄なすべくしてなさなかつた奴兵徵発に関する記録の年次の列挙をすると、第一は、晉書^{卷四}惠帝本紀太安二年（西紀三〇三年）の条に、

（十一月）王師攻（張）方壘，不利。方決千金塢，水碓皆涸。乃、發王公奴婢，手舂給兵廩。一品已下不從征者。男子十三以上，皆從役。又、發奴助兵。號爲四部司馬。

とあるものであり、第二は、晉書戴若思伝に、

（戴若思）出爲征西將軍・都督兗豫幽冀雍并六州諸軍事。假節。加散騎常侍。發投刺王千官人爲軍吏。調揚州百姓

家奴萬人爲兵、配之。云云。

とあるものである。戴若思が征西將軍等となつたのは、太興四年七月甲戌のことである。第三は、晉書卷七十三庚翼伝に、

康帝即位。(都督江荆司雍梁益六州諸軍事・荊州刺史庾)翼、欲率衆北伐。於是、並發所統六州奴及車牛驢馬。百

姓嗟怨。

とあるものである。これは建元元年(西紀三四三年)のことである。晉書翟湯伝には、この徵発に関し、

建元初、安西將軍庾翼、北征石季龍。大發僮客、以充戎役。勅有司、特蠲湯所調。湯悉推僕使、委之鄉吏。吏奉旨、

一無所受。湯依調限、放免其僕使、令編戸爲百姓。

とある。第四は、宋書卷三武帝本紀下永初元年(西紀四二〇年)の条に、

(八月)乙亥、詔曰、『先因軍事所發奴僮、各々還本主。若、死亡及勲勞破免、亦依限還直。』

とあるものである。

右の晉書翟湯伝の記事及び宋書武帝本紀の記事は、奴兵徵発の対象となつた奴が編戸でなかつたこと(また、単に経済的にだけ特定の家に対し隷属的關係にあるものでもなかつたこと)を示すといえよう。しかし、それだけではそうした奴が「制度的な奴」であつた(より正確にはそれを数多く含む)と断定は出来ない。つまりそこには漏口の奴が存在しそれが徵発の対象となつた(或はその際の奴兵の大部分をなした)という想定の可能性があるからである。けれどもその想定は事実として成立し難く、その奴はやはり「制度的な奴」を数多く含むとなさざるをえないのである。その奴が「制度的な奴」を多く含むと推測されることについては、さきに太興四年の奴兵徵発の実情説明においてこれにふれた。以下それを別の面から考えてみよう。

それにはまず第一に、その徵発がその「所有者」に極めて不満なものであつたことがとりあげられねばならない。質的

に「所有者」の核をなすのは在地豪族層であるが、かれらはその軍事力が国家権力機構に、何らかの保留をなしつつ繰り入れらるのに対し必ずしも反対していない。しかし、それはあくまでその郷村社会の治安維持に関連ある場合という枠内においてであつて、それと直接的に関連ない場所・事態への軍事力投入には否定的であつた。こうしたかれらが、たとえ将来事が終れば再び自らのもとへ帰つてくるにしても、自らの郷村社会の治安維持に直接的関係のない中原出兵や王敦討滅の為、その奴を徵発されるのに反対したのはむしろ当然のことである。晉書庾翼伝に、前引のように、

(前略) 於是、並發所統六州奴及車牛驢馬。百姓嗟怨。

とある。これは庾翼が中原恢復の為出兵しようとし、都督諸軍事たる江荆司雍梁益六州の奴などを徵発した際のことであり、その奴は奴兵となつたものであるが、それに関連する記事として、晉書何充伝を見ると、

(前略) 於是、徵(何充)。入爲都督揚豫徐州之琅邪諸軍事。假節。領揚州刺史。將軍如故。先是、(庾)翼悉發江荆二州編戶奴、以充兵役。士庶嗷然。充、復、欲發揚州奴、以均其謗。後、以、『中興時已發三吳。今、不宣復發。』而止。

とある。両記事で同一の奴兵徵発であるにもかかわらずその対象たる州数に相異があるが、それは恐らく江荆二州を中心として他の四州に及んだと解すべきであろう。この両記事をあわせ考えた際、奴の「所有者」が一般に奴兵徵発にひどく不満であつたことが知られよう。なお、右の「三吳」からの奴兵徵発とは、いうまでもなく、太興四年七月の揚州の奴兵徵発を指す。

第二に徵発した奴兵数が相当に多かつたと思われることがとりあげられねばならない。晉書^{卷九}王敦伝を見ると、

(元)帝、以劉隗爲鎮北將軍、戴若思爲征西將軍。悉發揚州奴、爲兵。外、以討胡、實禦(王)敦也。云云。

とある。戴若思と劉隗との右の被任命は同時である。この際戴若思に配された奴兵が万人であつたのは前述した通りであ

るが、劉隗にも当然戴若思のそれとにあうだけの奴兵が配されたとすべきであろう。ちなみに、「悉発」とある表現であるが、これは一見、揚州の私家の奴の悉くを現実^ニに徴発したのを意味するようにうけとれる。しかし、実情は必ずしもその通りにうけとれぬようである。すなわち、晉書翟湯伝を見ると、

翟湯、字道深。尋陽人。：隲于縣界南山。建元初、安西將軍庾翼、北征石季龍。大發僮客、以充戎役。勅有司、特端湯所調。湯悉推僕使、委之鄉吏。吏奉旨、一無所受。湯依所調限、放免其僕使、令編戶爲百姓。

とある。この徴発の際晉書何充伝には、前引のように庾翼が江荆二州の編戸の奴を「悉発」して以て兵役に充てたと表現している。当時尋陽は江州に属しているが、この両記事は相まつて、「悉発」といつても、それが徴発の対象となる地域内の奴のすべてを徴発し尽したものでないのを物語っている。つまり、たとえ「悉発」を標榜することがあつても、晉書翟湯伝の「大発」程度をせいぜい現実の目標としたものであろう。このように見ると、太興四年の徴発に際し現実^ニに徴発されたのはその「制度的な奴」の幾分かに過ぎなかつたことが想像されよう。しかし、それにしても太興四年徴発の奴兵が一万をはるかに上廻つていたと思われ、これは一般に徴発奴兵の数が相当多数にのぼつたことを物語るといへよう。

第三に徴発が始まつてからそれが一応完了するまでの期間がごく短かつたと思われ、これがとりあげられねばならない。これは史料的に容易に知られることであるから、ここでの論証を略する。

ここにとりあげた三点に鑑みて奴兵が漏口の奴を徴発したものは為し難い。すなわち、それは微力な東晉政権が各戸の漏口奴数を漠然と推測して割当てたぐらいで成就するものでなく、必ずや官にある明確な籍帳によつて徴発されたに相違ない。事実、前引の晉書翟湯伝の記事はそれが明確な籍帳によつたことを暗示する。漏口とはいふまでもなく官に明確に把握されていない口であるから、官に明確な籍帳のある筈がない。このように見ると、この奴で編戸でないも

のとは漏口の奴と考え難く、官に把握されている奴すなわち「制度的な奴」及び下賜された官奴（＝私家にある制度的な奴）であるとなさざるをえないであろう。また、果してそうであるとすれば、これが特定有力者の間からだけ徵発されたのでなく、史料的に見ても随分広範な層にわたつて徵発されていることとあわせ考え、前者が数的に基幹となるとするの蓋し自然のことであろう。なお、晉書王敦伝に、

永昌元年（西紀三三二年）、（王）敦率衆内向、以誅（劉）隗爲名。上疏曰、『……（劉隗）復、依舊名、普取出客。

從來久遠、經涉年載。或死亡滅絶、或自贖得免。或見放遣。或父兄時事、身所不及。有所不得、輒罪主。百姓哀憤、怨聲盈路。云云。』

とある。浜口重国氏の卓論によれば、当時の私賤民には奴婢と出客との二種があり、かつ後者が前者よりも上位にあつた⁽¹⁶⁾が、右の出客はまさにそれにあたるものである。また、旧名とは古い官の籍帳である。当時新しい籍帳が無く、従つて劉隗はやむをえず旧い籍帳によつたと思われるが、こうした出客徵発の仕方は、私家の賤民の徵発がどうしても官の籍帳に依存しなければ成功せぬことを物語る。逆にいえば、それは官の籍帳に無いもの（＝漏口）をその「所有者」たるあらゆる階層から引き出すことの不可能なのを説くものである。この考察は右の見解の有力な傍証となるう。

右は豪族層が直接自らの郷村社会の治安維持と關係ない奴兵徵発に、多大の不満をもちながらも応じたこと（より正確には応ぜざるをえなかつたこと）を物語ると同時に、奴兵徵発をめぐる豪族層の力に限界があり、国家権力へ依存せざるをえなかつたのを示すとしなければなるまい。

以上、国家对豪族の力關係の具体相を追求し、奴兵徵発を中心に、国家は豪族の存在——郷村社会における優位を容認せざるをえなかつたが、一方、豪族の国家に対する依存は、国家権力の微弱な東晉においても無視出来ぬものがあり、（豪族は国家が自らの豪族としての存在を基本的に容認する限り）相当大きく国家の要求をいれたことを考察した。⁽¹⁷⁾

四 豪族の族人が官僚となること（略）

今迄見てきた（東晉）豪族の国家に対する依存は、そのうちのいわば消極的な面であるが、豪族が国家に対しいわば積極的に依存した面も亦無視出来ない。それは具体的には、族人が官僚として国家の権力機構のなかに入ることである。そのことはかれらが官僚としての特権と（広い意味での）収入とをその族的ないとなみに反映させつつ、しかも最後には族人としての制約から次第にぬけて行くことをも意味する。本節では最初それについての論述を記する予定であつたが、規定の紙数を超えるので省略し近く別に発表する「六朝官僚の貨殖について」（仮題）のうちに含め論ずることとする。

五 豪族から貴族へ

豪族から貴族が析出されることについては宮崎市定氏に卓論がある。⁽¹⁸⁾筆者もかつてそれにふれたが、論旨の不充分なところもあつたので豪族の国家権力依存を論じた本稿の「むすび」にかえて、それについて再びふれて見たい。

東晉（南朝）における貴族を「貴族と貴族でない他の族人との豪族としての結合」面から考察すると、まず北來の貴族（以下北人貴族という）の場合、その「貴族」化の内容は上流貴族と下流貴族とによつて異つた。⁽²⁰⁾まず上流貴族の場合であるが、かつて別稿では主として琅邪の王氏をとりあげ、貴族としての同氏の政治的社会的行動が豪族としての基盤にたつことなく寄生官僚的性格を濃厚に帯びていたことを述べた。⁽²¹⁾本節ではその見解をより確実化すべく、琅邪の王氏とほぼ同様の政治的性格をもつ太原の王氏をとりあげて見よう。同氏に関してはすでに守屋美都雄氏に優れた研究があるが、氏は魏の司徒となつた王昶がその家誠において宗族の救済を説いたこと、晉書^{卷三十九}王沈伝に、王昶が自分の従祖姪に当る王沈を父親の死後引取つてやつたのが見えること、などから、漢魏の交に太原王氏に従祖兄弟位までの間には相當に緊密な

親縁感情がはたらいていたことを推定された。ところで、世説新語言語篇の注に引く王長史別伝に、

其先、出周公、經漢魏、世々爲大族。

とある。漢魏において大族とあるからにはその一族も郷土において相當に繁茂していたとしてよからう。また、魏志^{卷十七}

王昶伝に見える、王昶が残した家誠の内容に、

夫、孝敬仁義、百行之首。行之而立、身之本也。孝敬則宗族安之、仁義則鄉黨重之。

とある。また家誠には、子弟の行爲の規範が列記されているが、その冒頭に、

及其用財、先九族、其施舍、務周急。

と見えている。こうした家誠の存在も亦右の見解を証するであろう。ところで、すでに旧来の研究に明かなように東晉時代、上級官僚、上流貴族としての同氏を代表すべき家門は南下していたが、その大多数の族人がともに南下した記録は見当たらない。もし前後して南下していたにしても、上級官僚、上流貴族としての同氏を代表すべき家門とは無関係になつてしまつたと断じて大過ないのである。つまり、南下後東晉朝における右の家門はまづたく「貴族」的となり寄生官僚的なものとなつたのである。勿論、右の家門にそうした傾向が突如として起つたのではなく、徐々にそうした傾向が強まりつゝあつたのであるが、それに拍車をかけたのが南下であつたのに間違ひはなからう。(ちなみに、晉書^{卷七十五}王述伝に、太原の王氏の右の家門を代表する一人たる王述が、南土において、初め家が貧であつたが、官僚として十分な財をえてのち、「禄賜、散之親故。」とある。この「親故」中の「親」が一族という意味であつたにしてもその範囲は不明である。東晉時代、南土の右のような家門の人々が同族扶助の義務觀念などを殆んど喪失していたのは、すでに守屋氏の指摘されたところであるが、何れにしてもそれから、かれの官僚としての行動の背景に豪族的結合があつたことを引き出そうとするのは無理であらう。また、何らかの人々が大地経営を行うのを豪族的行爲とし、そうした人々を豪族という見解がある。そ

ここでは族的結合ということはあまり問題となっていないように受取れる。博搜すれば豪族の語にそうした用法に適する内容をもつものも勿論あるであろうが、それは本稿でいう豪族とは直接関係ない。ここに南史卷二王懿伝を見ると、東晉末のことを述べた記事のなかに、

王懿、字仲德。太原祁人也。自言、漢司徒允弟幽州刺史懋七世孫也。…北土重同姓、並謂之骨肉。有遠來相投者、莫不竭力營贍、若有一人不至者、以爲不義、不爲鄉邑所容。仲德聞王愉在江南貴盛、是太原人。乃遠來歸愉。愉接遇甚薄。因至姑熟、投桓玄。

とある。この記事は、太原の王氏が全族をあげて南下したのではなかつたこと、及び、王懿の豪族的な意識、行動が、王愉の「貴族」的な意識、行動と大きく喰いちがつていたことを察せしめる。これは東晉時代の南土の同氏に関し右に述べたところを証するであろう。なお、守屋氏は、太原王氏中の烏丸王氏を論じた際、長慶三年（西紀八二三年）現在、御史大夫で従三品であり、のち大和三年（西紀八二九年）、司空で正一品になつた王涯に関し、かれとその周辺にあつたつていた族人との間に、著しい上下の懸隔があり、対等の地位における族的結合という形をとつていなかつたと思われることを説いておられる。氏はさらに太平広記卷五六一定数篇に引く杜陽雜編に、

王沐は涯の再従弟なり（新唐書王涯伝には従弟とある）。江南に家す。老い且つ窮す。涯が相の権を執るを以て、遂に蹇驢に跨がり、京師に至り、米を索め、舎を僦る。住むこと三十日に始めて涯を門扉に一見するを得たり。望む所一薄一尉に過ぎず。而も涯、僚倒して雁序の情なし。太和九年、秋、沐、方に涯の嬖奴に説き、以て欲する所を導く。涯、初めて一召し、擬して微官を以て処るを許す。是より且夕涯の門に造り、以て其の命を俟つ。涯、誅に就くに及んで仇士良、家人を收捕す。時に、沐、方に涯の私第に在り。其の王氏の党なるを謂ひ、遂に腰領を免れず。とあるのを引き、よく当時の官人における宗族相互の關係を示していると思う。とされている。より「貴族」的であれば

あるだけ、同族人と懸絶した身分、意識を有するようになるのは蓋し当然のことであろうが、こうした傾向の萌芽はすでに先の南史王懿伝に見える王愉の態度に窺われるのではなからうか。⁽²³⁾

つぎに下流貴族であるが、かつて別稿で、京兆の韋氏及び京兆の杜氏を例として、かれらが南下後も依然として豪族の構成員、その主領的なものとしての性格を強く帯び、そこに自らの生きる途を見出していたこと、などにふれた。これは下流貴族として蓋し当然のことであろう。この二氏のうち韋氏は襄陽を中心に僑居しており、杜氏はただ「南遷」したとしかわからないがその「南遷」の地は恐らく襄陽のあたりであつたであろう。二氏はこうした「南下」をしたにもかかわらず豪族としての族的結合を存していたわけである。そのことは、北人下流貴族で地理的關係から旧来の一族の居住地を変える必要がなかつたものの場合、豪族としての族的結合の依然存すべきを予想させる。いまその例として譙郡の夏侯氏について見よう。晉書^{卷五十五}夏侯淳例に、

淳、字孝冲。亦有文藻。與(兄)湛俱知名。官至弋陽太守。遭中原傾覆、子姪多没胡寇。唯、息承渡江。

とある。南北史世系表、夏侯氏の条には、夏侯道遷の家系を記してのち、夏侯璽、夏侯夔の家系のことを記し、さらに、右夏侯氏、案晉書夏侯淳傳、云、『中原傾覆、子姪多没胡寇。唯、息承渡江。』則道遷與詳^(夏侯璽の父)疑皆承之裔也。

とある。夏侯詳らの家系が譙郡の夏侯氏であるのは明かであるが、右の南北史世系表の推定が正しいかどうかは確定出来ない。しかし、何れにしても、この夏侯氏(の家系)が一旦南渡して(東晉)南朝政權に依存したがその族人の多くは依然として譙郡にあり、のち前者が後者と再び族的結合をなした(より正確には結合が絶えなかつた)ことにまず誤りはなからう。下流貴族としての夏侯氏が豪族の主領的性格を(韋、杜二氏の場合と同様)相当強く有していたのを物語る若干の例を挙げると、梁書^{卷二十八}夏侯夔伝に、兄夏侯璽、弟夏侯夔がともにその郷貫たる予州の刺史に任用されたことを記してのち、

兄弟並有恩惠於郷里。百姓歌之曰、『我之有州、頼仍夏侯。前兄後弟、布政優優。』
とあり、夔の子譖に關し、

常停郷里、領其父部曲。云云。

とあり、また梁書^{卷二}夏侯竄伝に、竄の予州刺史に卒するや、

州民夏侯簡等五百人、表請、爲竄立碑置祠。詔、許之。

とある。簡はもとより竄の一族であろう。また、

宗人夏侯溢爲衡陽内史。辭曰、竄侍御座。高祖謂竄曰、『夏侯溢、於卿疏近。』竄答曰、『是臣從弟。』高祖知溢於竄已疏、乃曰、『卿儉人、好不弃族從。』對曰、『臣聞、「服屬易疎、所以不忍言族。」時以爲能對。』

とある。なお、ここでの論述を割愛するが、同氏が豪族の主領的性格を帯びそこに自らの生きる途を見出さざるをえなかつた次第は章、杜二氏の場合と相通ずる点が多い。

また、かつて別稿で述べたように、北人上流貴族は南下に際し、依然豪族の主領的性格をもち続けたものもあつた。しかしそれらもやがてその子、孫の代になるとより「貴族」的、寄生官僚的となつていつた⁽²⁴⁾。

南人土着貴族（以下南人貴族という）のうち、下流貴族が依然として豪族の主領的性格をもち続けていたのは当然であるが、これは上流貴族についてもいえることである。しかし、こうした南人上流貴族にも「貴族」化の傾向の萌芽がなかつたのでは決してない。ただそれがあくまで萌芽たるに止まらざるをえなかつたのである。南人豪族の族の分裂の志向において現在最もとりあげるべきは、南人の家、族のありかたに關する倫理觀であろう。しかしそれに関する私見を述べるだけの紙数の余裕がないので、ここでの論述を割愛し、単に表面的現象の問題に止まるかも知れぬが、南人上流貴族の「貴族」化、寄生官僚化の萌芽の一端をその文人化に窺つてみよう。まず東晉南朝貴族社会における貴族の文人化のもつ

意義について瞥見すると、魏晉の中原上流貴族に關し、かれらが在地性をもつ「豪族」として自族の主領的地位にあつたとすれば、自らが武人的能力を有することは当然のこととして要求される。たとえかれらのうちの若干が武人として無能であつても、そうした時代において貴族が有能な武人であることは何等忌むべきことでも恥づべきことでもなかつた。

事実かれらの間には有能な武人が多かつた。ところで、北人上流貴族（基本的にかつての中原上流貴族の子孫）が在地性を喪失し、「貴族」的の性格、寄生官僚の性格を濃くしてきた東晉以後、とくにその中期以後武事に従うを忌み武人を蔑視する風が濃厚となつた。これは當時の社会通念化され「貴族」たることは即ち（武人でなく）専ら文人であることと緊密に關係するようになった。⁽²⁶⁾この傾向はかれらが當時に処してえた生きた經驗、すなわち世事に深く關係せぬことが保家の要諦であるという考えかた、によつて一段と強められた―世事に深く關係することの一つの代表的様態が実に武事にかかわることであつた―。かくて北人上流貴族の文人化は異様に徹底し、遂には常軌を逸するまでとなるが、このように見ると、北人上流貴族の文人化の徹底は、かれらの「貴族」としてのありかたから導き出されたものといえよう。

南人上流貴族の一代表とするに足る呉郡の張氏を例にとつても、そうした文人化の傾向が強くなつていつた。音辞容儀の尊重はすでに魏晉時代にも見られる傾向であるが南朝に入つて一層著しくなつた。例えば、宋末の四貴に数えられた緒淵―北人上流貴族の代表的人物―も、儀貌美に、容止を善くし、俯仰進退、咸く風則ありといった調子で、朝会のある毎に、百僚を始め遠国の使者に至るまで首を延べて目送しないものはなかつた。宋の明帝も嘗て歎声を発し、「緒淵は遅歩緩歩を能くし、便ち此を以て宰相を得たり。」と述懐したと伝えられる。ところで呉郡の張氏の一族は音儀の美を以て聞えるようになっており、中でも張敷は風韻端雅、玄言を好み、屬文を好くするなど文人としての風格を完備していたが、善く音儀を持し、詳緩の致を尽したという。その従弟の張暢も北朝の使者李孝伯を接待した際に、応答敏捷、音韻詳雅を以て痛く北人を感動させた。ことに南郡王義宣が兵を挙げたとき、張暢はその元佐となり、射堂に出でて兵を閲するや、

その音儀容止に衆みな矚目し、見る者爲に命を尽さんとしたといわれる。張融になると大分度を外れており、歩き方にもいろいろ新工夫を加え、身をそらせ頭をもたげ、そろそろと歩むので同行者は遅いので迷惑し、見物人が集まつて市となすという有様であつたが、張融自らは一向平氣であつたといふ。⁽²⁷⁾

豪族張氏の主領的人物であり、かつ武人たるべく、また事実その多くが有能な武人であつたかれらが、そうした運命をにないつつ、しかも、当時において「貴族」的な貴族が本質的にもつ文人的なものにあがれかつ自らがそうなつていつたところに、その「貴族」化の萌芽の一端を窺おうとするのは牽強附会のことであらうか。

また、宋書^{卷八}顧琛傳に、

尚書寺門、有制。八座以下門生隨入者、各々有差。不得雜以人士。(尚書庫部郎・本邑中正顧)琛以宗人顧碩頭寄尚書張茂度門名、而與碩頭同席、明年、坐、遣出、免中正。

とある。張茂度は呉郡の主領的人物である。右の呉郡の顧氏も亦有名な南人上流貴族である。顧琛が顧碩頭と尚書省中で同座したというのは、かれが顧碩頭に對し同族人としての(一応對等に近い)意識と行動とを有していたのを物語るが、それにもかかわらず官界において兩人が懸絶した地位におかれかつそうあるべく規制されたところに、南人上流貴族の主領的人物も亦政治權力による「貴族」化、寄生官僚化への方向づけを受けていたことが窺われるとすべきであらう。

南人上流貴族は貴族としては北人上流貴族につぐものであるがかれらは「貴族」化、寄生官僚化の萌芽を有しつつ、しかも最後迄依然として豪族の主領的性格を強もち続けていた。それは南北の「地縁」的對立に基くもので、北人上流貴族の政治的圧迫に對抗する爲に不可避的なことであつた。つまりその純粹な「貴族」化、寄生官僚化は北人上流貴族によつて阻止されていたわけである。⁽²⁸⁾それはもし(完全に「政治的」な存在である)「地縁」的對立が除かれれば、かれらの純

粹な「貴族」化、寄生官僚化の生ずべき可能性のあることを想像させるが、われわれはこうした考察の間においてさえも、純粹に「貴族」的であることが、同時に極めて「政治的」なものであることを理解しえるであろう。

註

- (1) 拙稿、「東晉の貴族制と南北の「地縁」性」(史学雜誌に) 参照。
- (2) 幾つかの貴なる門流を合せて貴(族)ということがあるが、それはこうしたことを前提として生じたものであつて、その存在は今迄の見解を否定することにはなるまい。
- (3) 宮川尚志氏、「魏普及び南朝の寒門・寒人」(六朝史) 参照
- (4) 拙稿、「劉裕政權と義熙土断」(重松先生古稀記念九州大学東洋史論叢) 参照
- (5) 拙稿、「南朝の貴族と豪族」(史淵第六)
- (6) 前掲、「東晉の貴族制と南北の「地縁」性」参照。
- (7) 魏晉南朝の南土における水利事業については不明の点が多いが、それに関する私見は改めて専論を編んで発表する予定である。そのとき会稽郡のこの問題も再び詳しく論ずることとする。
- (8) ちなみに、晋書^{卷四十六}劉頌伝に、
旧、修芍陂、年用数百万。豪疆兼并、孤貧失業。(淮南相劉頌、使大小戮力計功、受分。百姓歌其平惠。
とある。治水事業において豪族が奸悪をなしたのは会稽にあつても同様であろうが、それは本節の論旨を否定することにはならない。
- (9) 草野靖氏、「唐律にみえる私賊民奴婢部曲についての一考察」(重松先生古稀記念九州大学東洋史論叢)
- (10) 前掲、「劉裕政權と義熙土断」参照。
- (11) 宋書王弘伝の同伍犯法の論議に關しては、浜口重國氏、「唐の部曲・客女と前代の衣食客」(山梨大学文学部紀要第一卷)・増村宏氏、「宋書王弘伝の同伍犯法の論議」(鹿兒島大学文理部研究紀要) 文
科報告(第一集) 参照。
史学篇第四号
- (12) 仁井田陞氏、「支那身分法史」第八章部曲・奴婢法参照。
- (13) 河地重造氏、「晋の限客法にかんする若干の考察」(中国经济学雜誌第三十五卷) 参照。
- (14) ちなみに、宋書王弘伝の同伍犯法の論議においては、無名の奴という意味で、奴客、奴、僕隸、僮、僕、などの語が用いられている。
- (15) 前掲、「劉裕政權と義熙土断」
- (16) 前掲、「唐の部曲・客女と前代の衣食客」
ちなみに、晋書^{卷六十四}会稽文孝王道子伝に
(会稽王道子世子)元頤、性苛刻。生殺自己。(張法順屢諫、不納。又、發東土諸郡免奴為客者、号曰菜屬。移置京師、以充兵役。東土蠶業、人不堪命。東土苦之矣。
とある。右の「免奴為客」とは、浜口氏の高説によれば、前述の出客と同一内容のものである。(唐の部曲・客女と

前代の衣食客。」この記事は、前引の晋書王敦伝の出客に
関する記事と相まつて、当時それを有したものが広い範圍
にわたり一部富裕な民庶にまで及んだのを察せしめよう。

(17) なお、大興四年の給客制度における客とは本稿でいう「制
度的な奴」の一部をなすと思われる。これについては橋州
郡県に関する別稿でふれる。

(18) 宮崎市定氏、「九品官人法の研究」

(19) 前掲、「東晋の貴族制と南北の「地縁」性」、「南朝の貴族
と豪族」など。

(20) ここにいう上流貴族と下流貴族との別は筆者が勝手につけ
たものである。当時の実情に即しかつ本稿で今迄述べてき
たような考えかたに従えば、ここにいう下流貴族は中流貴
族ともいふべく、その下にさらに下流貴族があるべきであ
るが、本節では説明の便宜上、かりにそう名附けた。

(21) 前掲、「南朝の貴族と豪族」

(22) 守屋美都雄氏、「六朝門閥の一研究」

(23) ちなみに、陳書卷十三周敷伝に、臨川豪族周敷とその族人周

迪との関係について、

(前略) 迪素無薄閥。恐失衆心。倚敷族望、深求交結。云
云。

とある。この記事は周敷(の家系)が官僚として相当の政
治的社会的地位を有していたことを物語るだけでなく、当
時―梁末―すでにその政治的地位に応じ同族間にかなり懸
けはなれた身分、意識が存したことを示唆するであろう。

(24) 北人が南人に比べその族的結合が強かつたことに関して
は、守屋美都雄氏、「南人と北人」(東亜論叢)参照。

(25) 前掲、「南朝の貴族と豪族」

(26) 拙稿、「南朝における地方官の本籍地任用に就いて」(愛媛
歴史学紀)参照。

(27) 森三樹三郎氏、「六朝士大夫の精神」(大阪大学文学)参照

(28) 前掲、「東晋の貴族制と南北の「地縁」性」、及び「南朝
の貴族と豪族」参照。

**The Powerful Clans in the *Tung-Tsin*
(東晉) Period.**

By S. Ochi

On the relation of the state with the powerful clans during the period of the *Wei* (魏), *Tsin* (晉) and *Southern* dynasties, the former studies have emphasized the two points: that the state made use of the powerful clans to carry out the national policy, admitting their predominant position in the rural communities, and that they were independent of the state. In this article, I tried to make clear the organic relation between the former and the latter through the study of the *nu-ping* (奴兵—the soldiers recruited from slaves) problems, and also to point out the dependent character of the latter on the former through the embankment works, in the *Tung-Tsin* period during which the power of clans most developed.

It may be probable that the aristocrats generally came from the powerful clans. In my opinion, however, there was the most essential difference between them, aristocrats and powerful clans. The aristocrats were the political ones, kept under the Emperor, therefore they were personally free from the consanguineous restraint of the clans to which they belonged. The members of the clans, on the other hand, were kept under the power of clans.

To maintain their position, these clans were compelled to depend on the state, the powerful members of them becoming bureaucrats. But that was a contradiction for them, for these members took on the "aristocratic" character and inevitably seceded from their clans.

Even in the *Tung-Tsin* period, the powerful members of clans were in large measure of bureaucratic nature, and among

them the considerable number of the more "genuine aristocrats" came from.

Generally speaking, this means even in this period the powerful clans mostly depended on the state.